

2017年11月22日

平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等に対する意見

一般社団法人スチュワードシップ研究会
代表理事 木村祐基

平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等に関し、特にフェアディスクロージャー・ルールについて、機関投資家の立場からの意見を述べさせていただきます。

今回の改正案では、企業や市場関係者からの心配の声が多かった規制対象となる情報の範囲等について「ガイドライン」を公表するなど、ルールの明確化を図るご努力がなされていることについて敬意を表します。

◇中長期的な企業戦略についての対話の促進について

特に長期投資家にとっては、企業との対話において、中長期的な企業戦略・計画等についての深い議論を期待していますので、ガイドライン問4の(答)①において「一般的にはそれ自体では本ルールの対象となる情報に該当しないと考えられます」と明示されたことを前向きに捉えています。

今後、当局におかれては、本来、フェアディスクロージャー・ルールは、上場企業に公平に情報の開示を促すルールであり、企業が情報開示を抑制するべきではないことを、セミナー等を通じて広く上場企業と市場関係者に周知していただくような施策をお願いいたします。

◇企業のウェブサイトへの情報の掲載について

企業の重要情報の公表の方法としてEDINETやTDNETを利用する方法のほか、企業のウェブサイトに掲載する方法（掲載された重要情報が集約されている場合であって、少なくとも1年以上閲覧できるようにされているときに限る）も認められています。ここで「重要情報が集約されている」とは具体的にはどのような状況を指しているのか、ご説明ください。

一般的に、企業のウェブサイトへの情報の掲載は、投資家への周知という観点ではEDINETやTDNETを利用する場合に比べてかなり劣ると考えられるため、企業が情報を開示したことをより積極的に周知するための方策（例えば、重要情報を開示したことを証券取引所において発表する等）を促していただきたいと思います。

◇企業によるメディアへの決算情報の提供について

また、メディアはフェアディスクロージャー・ルールの対象外とされていることから、決算発表（本決算、四半期決算）直前の業績予想リークが増え、そのことに投資家が振り回されないか、特に海外投資家は正確な情報が得られないために不満を募らせ、ひいては日本市場の評価を低下させるということがおこらないか、も懸念しているところです。

上場企業においては、「投資家に向けて公平に情報を開示する」というルールの趣旨を十分に理解して対応していただくよう、当局におかれても積極的な説明の機会を設けていただくことを重ねてお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。